

契約検査課からのお知らせ

令和8年度 海老名市週休2日制確保工事試行要領の改正について

海老名市では、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図る取り組みとして、令和6年度より「週休2日制確保工事」を導入し、運用しています。

この度、国及び神奈川県において、週休2日制確保工事における経費補正が廃止となったことを踏まえ、本市においても、令和8年9月1日以降の公告案件から当該費用計上を廃止することとします。

また、週休2日の取得に要する費用が労務単価に内包されているため、原則全ての工事が週休2日制確保工事の対象となります。

要領等については、
後日掲載するにや～

